

日本眼科学会・日本眼科医会合同記者発表会

眼科専門医によるコンタクトレンズ診療の重要性

社団法人日本眼科医会 常任理事
植田喜一

近視、遠視、乱視などの屈折異常や老視(老眼)には眼鏡やコンタクトレンズ(以下CL)が使用されますが、CLは直接目に触れるため、適切に処方されたものを正しく使用しないと眼障害が生じます。

CLを効果的に安全に快適に使用するためには眼科専門医による診療が大切です。

本日の予定

1. CL診療の特殊性
2. 眼科専門医によるCL診療
3. CL診療の問題点

本日は、まずCL診療の特殊性について少し触れた後に、眼科専門医によるCL診療についてご説明します。
そして、CL診療の問題点についても言及したいと存じます。

CL診療の特殊性

1. 高度管理医療機器を用いた視力補正
2. 生体にとって異物を処方
3. 眼障害が発生したら治療が必要
4. 定期検査が必要

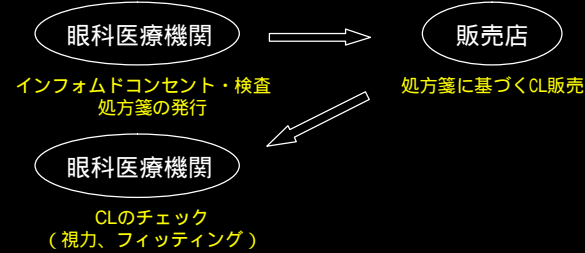
CL診療は他の眼疾患の診療とは異なった性格を有しています。CLという医療機器を用いて屈折異常および老視の矯正を行います。このCL自体は生体にとって異物であるため、装用しても眼障害が起こらないように適切なレンズを処方しなければなりません。しかしながら、いくら適切なCLを選択し、ベストなフィッティングを行ったとしても、患者がCLを正しく使用しなければ眼障害が発生します。

CLは薬事法では、人の健康に重大な影響を与える恐れがある障害をきたすこともあることから、適切な管理を必要とする高度管理医療機器として取り扱われています。

一方、CLは使用すればレンズが汚れたり劣化したりするため、こうしたレンズを長く使用すると不調を訴える患者や、眼障害を生じる患者が増えてくるので、定期的な検査が必要です。

眼科医療機関で行われるCL診療

1. CL処方



2. 定期検査
3. 苦情処理
4. CL障害の治療と予防
5. 眼疾患の発見と治療

眼科専門医が常勤している大学病院、総合病院、眼科病院、一般眼科診療所などの眼科医療機関で行われているCL診療の具体的な内容を記します。

眼科医療機関ではCLの処方を希望する患者に対して、十分なインフォームド・コンセントをした上で、必要な検査を行った後に処方せんを発行します。

患者はその処方せんにもとづいて、販売店でCLを購入します。

眼科医療機関は購入したCLが適正であるかどうかをチェックします。

CL処方後は定期的な検査で問題がないかどうかをチェックします。

患者から苦情があった場合には適正な対応をします。

CLによる眼障害が生じた場合は適正な治療を行うだけでなく、同じ障害が発生しないよう対応を図ります。

CLの処方時あるいは定期検査時は単にCLに関わる検査を行うだけでなく、眼科の一般的な検査を行い、他の眼疾患が生じていないかどうかをチェックし、もし問題があるようであれば治療を行います。

眼科医療機関で行われるCL処方の手順

1. 問診
2. 診察・検査
3. CLの選択
4. CL及びレンズケアの説明
5. CLのフィッティング
6. 追加矯正
7. CLの規格の決定（CLの処方せん作成）

眼科医療機関で行われるCL処方の手順を示します。

患者がCLの処方を希望された場合、詳しい問診をとった後に、眼に何か異常がないか、CLが使用できるかを診察・検査します。

検査結果より患者の眼に適合すると考えられるCLを選択します。

選択したCLの特徴ならびにそのCLを使用するにあたって必要とするケアなどの説明を行います。

患者の同意を得た後に、CLを眼に装着してフィッティングの状態を確認します。

フィッティングに問題がなければ追加矯正によってCLの度数を決定します。

これでCLの種類ならびに規格が決定したので、CLの処方せんを作成します。

添付文書に記載されている禁忌・禁止例

禁忌・禁止	適用対象（患者）禁忌・禁止
<ul style="list-style-type: none">・前眼部の急性および亜急性炎症・眼感染症・ぶどう膜炎・角膜知覚低下・レンズ装用に問題となる程度のドライアイおよび涙器疾患・眼瞼異常・レンズ装用に影響を与える程度のアレルギー疾患・常時、乾燥した生活環境にいる患者・粉塵、薬品などが眼に入りやすい生活環境にいる患者・その他のレンズ装用に適さない患者	<ul style="list-style-type: none">・医師の指示に従うことができない患者・レンズを適切に使用できない患者・定期検査を受けられない患者・レンズ装用に必要な衛生管理を行えない患者

CLは誰にでも使用できるわけではありません。

スライドはCLの添付文書に記載されている禁忌・禁止例です。

眼に疾患のある人ではCLを使用できない場合や、CLの使用が難しい場合があります。

また、医師の指示に従うことができない人、レンズを適切に使用できない人、定期検査を受けられない人、レンズ装用に必要な衛生管理を行えない人は対象外です。

問診ならびに診察・検査によってCLの装用が可能かどうかを判断します。

CL処方に必要な検査

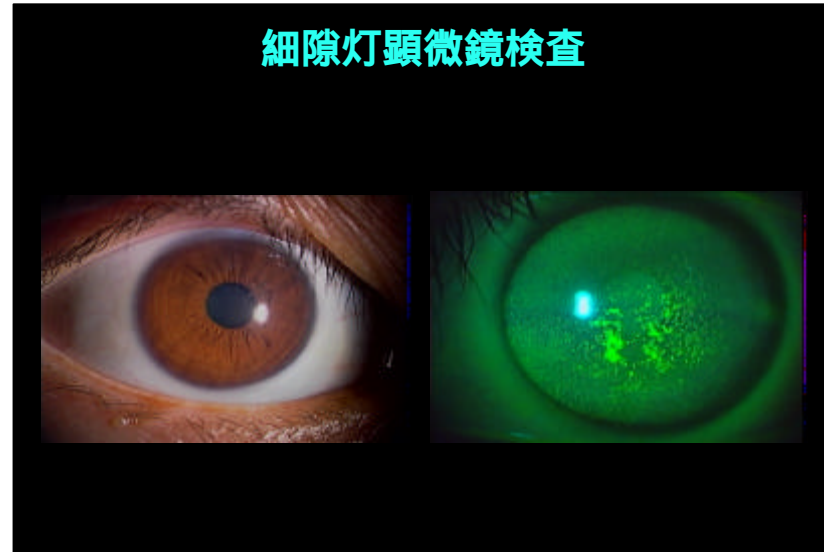
1. 細隙灯顕微鏡検査（前眼部、中間透光体）、
涙液検査、眼底検査、眼圧検査
2. 屈折検査、角膜曲率半径計測、調節検査、
視力検査
3. 角膜内皮細胞検査
4. 細隙灯顕微鏡検査（CLのフィッティング）
5. 矯正視力検査（CLの度数決定）

スライドに示しますように、CLの処方には多くの検査を必要とします。

1. 細隙灯顕微鏡検査、涙液検査、眼底検査、眼圧検査によって眼に異常がないか、CLが使用できるかを確認します。
2. 屈折検査から近視、遠視、乱視の種類ならびに程度を、角膜曲率半径計測から角膜のカーブを、調節検査から調節力を調べます。視力検査では裸眼視力と矯正視力を測定します。
3. 角膜のもっとも内側にある細胞（角膜内皮細胞）に形態異常がないかを調べます。
4. 角膜のカーブに適合したテスト用のCLを装着して、そのCLの安定位置や動きなどを観察して、処方するCLのカーブやサイズ等を決めます。
5. テスト用CLを入れた状態で視力検査を行い、処方するCLの度数を決めます。

初めてCLを使用する人の場合、処方には少なくとも30分以上を要すると思います。

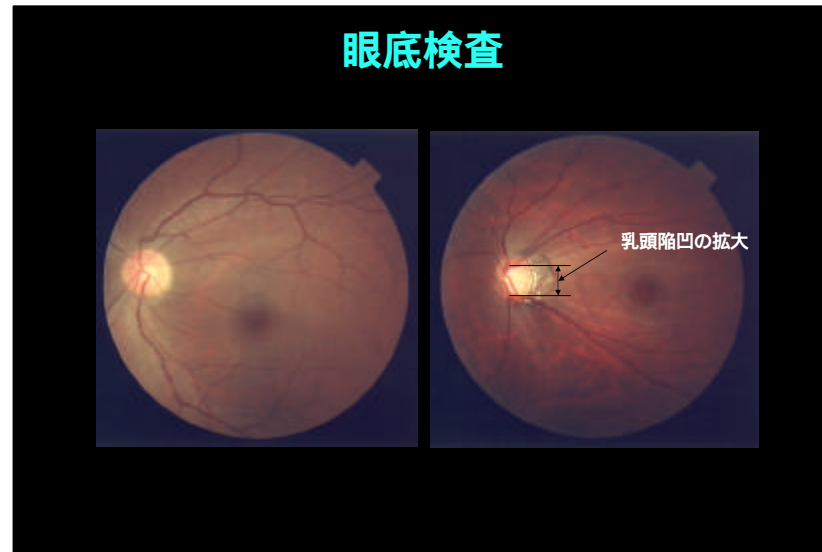
細隙灯顕微鏡検査



左の写真は細隙灯顕微鏡でみた角膜ですが、正常の所見です。

右の写真はCLの使用を希望して来院された患者のものですが、特殊な色素で涙を染めて、特殊なフィルターを使用しています。角膜障害のある部で色素が濃く染まっています。このように角膜に異常所見を認めたため、CLの処方をしませんでした。患者は眼がゴロゴロすることを自覚していましたが、とくに問題はないだろうと思っていたようでした。

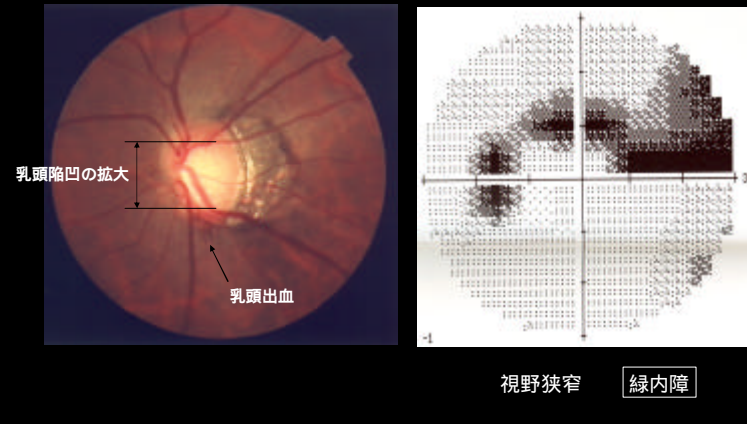
眼底検査



左の写真は眼底カメラで眼底を撮影したものです。正常の所見です。

右の写真はCLの使用を希望して来院した患者のものですが、視神経乳頭陥凹の拡大を認めました。

眼底検査と視野検査

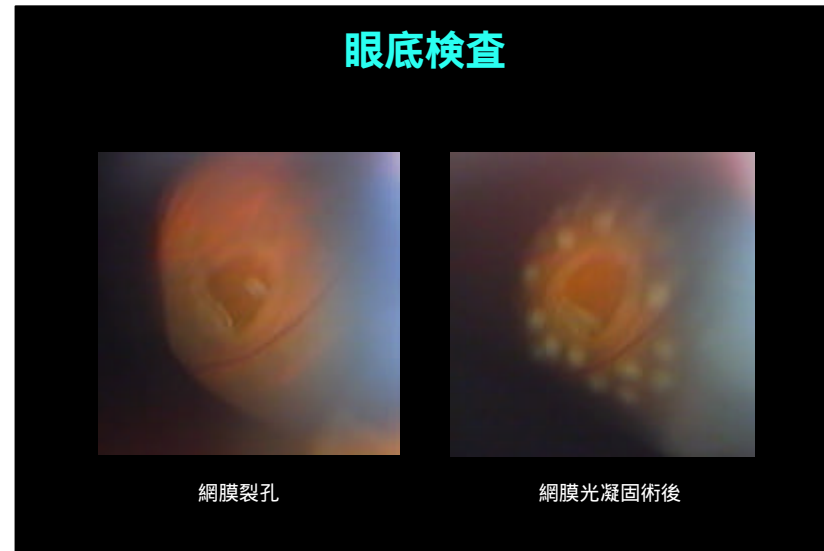


左の写真はその視神経乳頭を拡大したものです。乳頭陥凹の拡大だけでなく、乳頭出血もはっきりわかります。

右のように視野検査では視野狭窄を認めたので、緑内障と診断し、治療を開始しました。

患者は視野狭窄を自覚しておらず、眼科医療機関を受診して初めて緑内障がわかったのです。

眼底検査

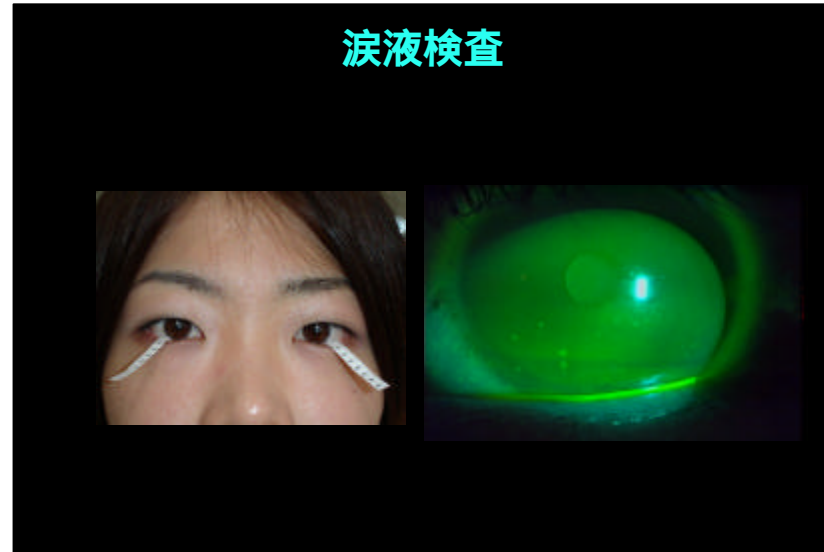


左の眼底写真は強度の近視眼でCLの使用を希望して来院された患者のものですが、眼底検査で網膜の周辺部に裂孔を認めました。

右の写真はこの裂孔に対して網膜光凝固術を施行した直後のものです。

強度の近視眼では網膜の周辺部が薄くなり、このように裂孔を生じている場合があります。進行すると網膜剥離になり失明する危険があるので早期発見、早期治療が望まれます。

涙液検査

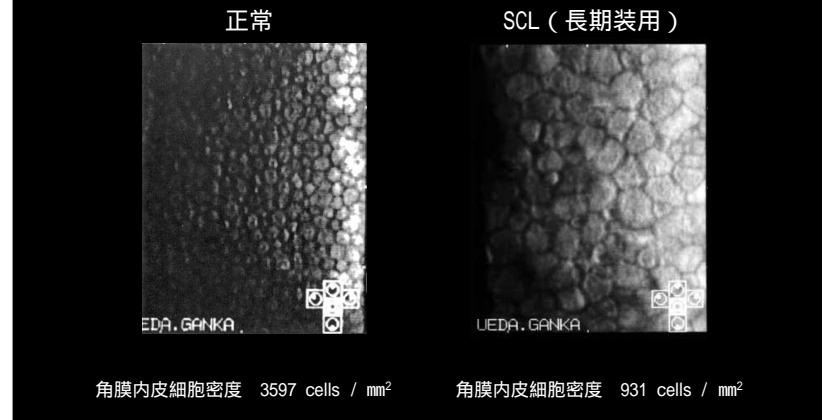


左の写真は特殊な紙を使用して涙の分泌量を調べているところです。

右の写真は特殊な色素で涙を染めて、角膜表面の涙の安定性を調べているところです。

これらの検査で問題のある人はドライアイが疑われます。重度のドライアイではCLの装用は困難です。

角膜内皮細胞検査



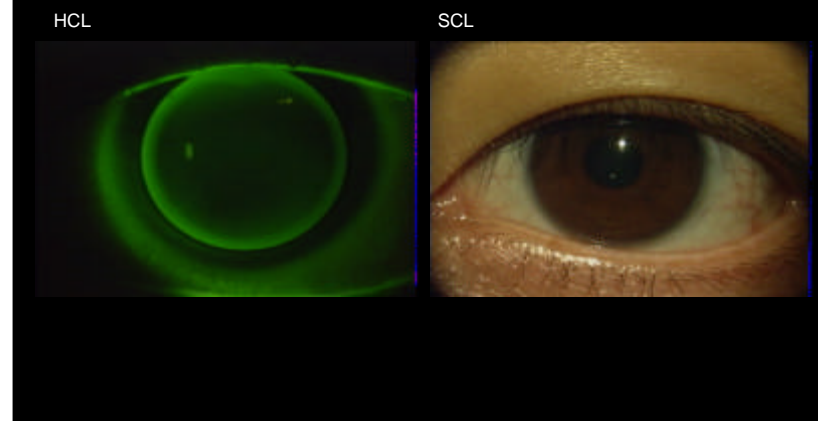
角膜内皮細胞は角膜を透明に維持する重要な役割を担っています。

左の写真では角膜内皮の細胞が密に規則正しく配列しています (正常所見) が、右の写真はソフトコンタクトレンズ (以下 SCL) の再処方希望して来院した患者のもので、酸素透過性の悪い SCL を長期間装用したため、角膜内皮細胞の数が約4分の1に減少し、大小不同が目立っていましたので、SCL の使用をやめた方がよいでしょうと説明しました。

この細胞の数が500個以下になると角膜は透明性を維持できなくなるといわれています。点眼薬での治療は難しく、角膜移植手術をしなければなりません。

角膜が濁って見え方に支障を感じるまでは、角膜内皮細胞の形状異常をきたしたことを患者は自覚しません。

CLのフィッティング検査



CLには多種多様なものがあります。患者の要望ならびに眼の所見から適切だと考えられるCLを選択し、テストレンズを装着して、そのフィッティングを確認します。

左の写真はハードコンタクトレンズ (以下HCL) を、右の写真はSCLを装着した状態です。

もし不適正であれば、他の規格あるいは他のCLに入れかえます。ベストフィッティングが得られるまで try and error をくり返します。

CL使用に必要な説明・指導

- 1 . CLの選択
 - ・ CLのメリットとデメリット
 - ・ CLの種類と特徴
- 2 . CLの取り扱い
 - ・ 使用方法
 - ・ 着脱指導
 - ・ 定期検査
- 3 . ケア用品の選択
 - ・ 製品の種類と特徴
 - ・ 取り扱い指導

CLの使用には十分な説明と指導が求められます。

CLの選択にあたっては、CLのメリットとデメリットや、CLの種類と特徴の説明をします。

患者が自分でCLを取り扱うことができるように、その使用方法や着脱（出し入れ）の指導を行います。そして定期検査の必要性についても説明します。

さらにケアを必要とするCLを使用する場合にはケア用品の種類と特徴について説明した後に、取り扱い指導を行います。

このように多くの説明と指導をしますが、初めてCLを使用する場合には、少なくとも1時間以上を要すると思います。

定期検査

- 1) 自覚症状の確認
- 2) 視力の確認
- 3) レンズのフィッティングを確認
- 4) レンズの汚れ、傷、変形、変色の程度を確認
- 5) 眼障害の有無

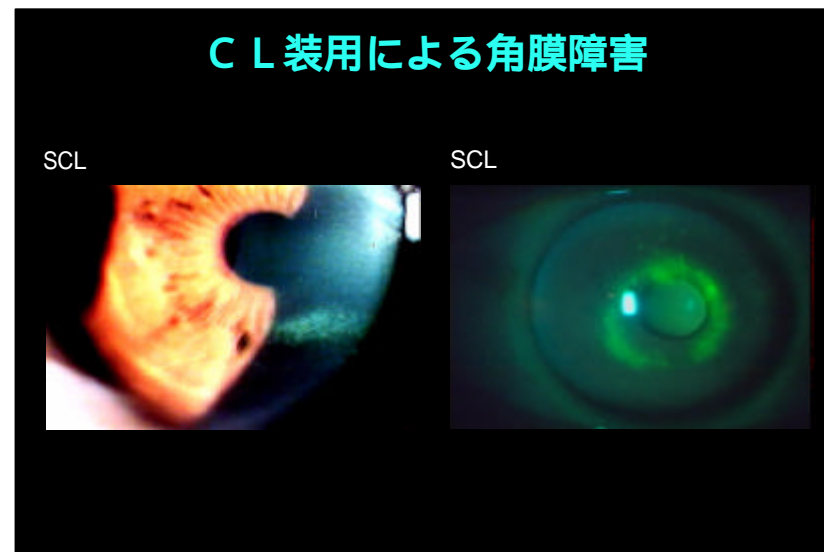
問題点があれば早期に対処する

定期検査ではCLの装用に伴う自覚症状を確認した後に、視力、レンズのフィッティング、レンズの汚れ、傷、変形、変色の程度、眼障害の有無を確認します。

そして、もし問題があれば患者に説明して適切な対処をします。

自覚症状がないにもかかわらず、検査で眼障害を発見することがあります。

CL装用による角膜障害



スライドはSCLの定期検査に来られた患者の写真です。

左の写真では瞳孔より下方の領域に角膜障害が起こっています。乾燥によるものです。

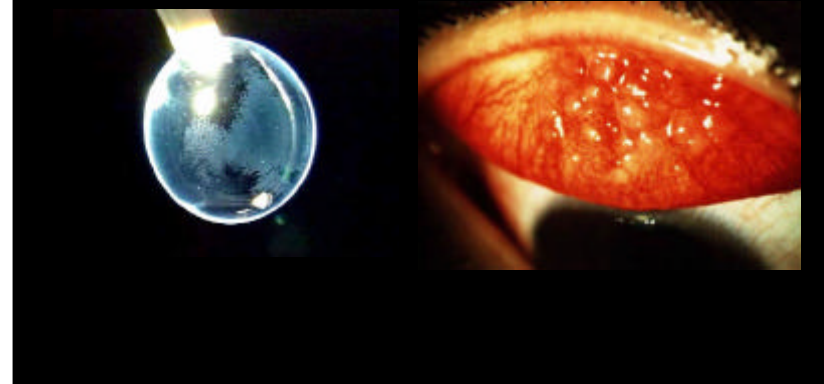
右の写真では瞳孔の周囲の角膜に輪状の角膜障害が起こっています。SCLのフィッティング不良によるものです。

SCLの使用者の場合、眼障害があってもそれを自覚しないことがあります。仮にちょっとした異物感や痛みがあったとしても、SCLを装用するとかえってその症状が軽減してしまいます（包帯をすると痛みが和らぐのと同様です）。

したがって、SCL使用者では自覚症状を感じた場合には、眼障害が進んでいるといったことも少なくありません。

CL装用によるアレルギー性結膜炎

SCL

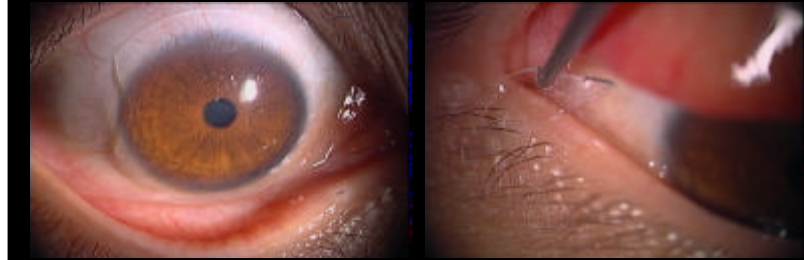


スライドは汚れたSCLの装用を続けたために上まぶたの裏側の結膜にブツブツ (これを乳頭という)を生じた患者です。

SCLに付着した汚れによるアレルギー反応です。

こうした患者ではレンズのケアに問題があることが多いので、ケアの方法を患者から詳しく聴取して、適切な指導を行います。

SCLの破損



左の写真のように眼がゴロゴロするという訴えで受診された患者を細隙灯顕微鏡で確認したところ、SCLの一部が欠損していました。

上まぶたをひっくり返してみたところ、奥の方にその欠損部が見つかったので、摂子で取り出しました。

こうしたことは眼科専門医であればすぐに対応できることですが、そうでない医師だと放置されることがあります。

眼科専門医

- 日本眼科学会および日本眼科医会の会員である者
- 5年以上の眼科臨床を研修した者
(規定された施設において定められた研修内容を受ける)
 - 手術 : 執刀者, 助手を合わせて100例以上
(外眼手術, 内眼手術, レーザー手術がそれぞれ執刀者として20例以上)
 - 論文 : 単独または筆頭著書として1篇以上
 - 学会発表 : 演者として2報以上

↓

専門医認定試験に合格すれば眼科専門医

↓

5年ごとに眼科専門医を更新
(5年間に100単位を取得)



CL処方ならびに定期検査、さらにはCLの装用による苦情処理の対応や眼障害の治療にあたっては、目の解剖や生理、屈折異常に関する知識に加えて、CLやケア用品に関する様々な知識と経験を必要とします。単なる医師ではなく眼科専門医 (正式には財団法人日本眼科学会認定眼科専門医) が診療すべきだと考えます。

眼科専門医になるためには、日本眼科学会と日本眼科医会の会員で、規定された施設において定められた研修内容により5年以上の眼科臨床を研修して、初めて専門医認定試験の受験資格が得られます。研修内容には手術、論文、学会発表等も含まれます。

そして、試験に合格すれば眼科専門医と認定されますが、その後5年ごとに更新しなければなりません。

このように、眼科専門医は眼科の研修を十分に積んだ者であることをご理解いただきたいと思います。

CL診療の問題点

1. 低質なCL診療

- ・他科の医師による診療
- ・無資格者による診療

2. 営利を目的とした行為

- ・営利企業との深い関係
- ・医師の名義貸し
- ・莫大な診療報酬請求

CL診療の問題点をあげます。

CL診療は医療行為に営利を目的とした販売行為が伴うため、種々の問題が生じています。

医療法には営利を目的とした医療機関の開設が禁じられていることから、販売店の者が診療所を開設することは許されません。そこで、販売店に隣接した診療所を任せる医師を勧誘し、開設者になってもらうという手段を講じています。眼科医でなくても医師であれば診療所は開設できるため、他科の医師である場合が多く、診療所の医師が名義の上では開設者・管理者であっても、実質的には販売店にコントロールされていることも多いようです。さらに、CLの検査を無資格のスタッフに任せて、医師はただその結果に目を通していただけという診療所もあるようです。CLの専門的な知識や技術を有しない医師や無資格者による診療が適切であるはずがなく、しばしば苦情が出たり、眼障害を引き起こしたりしています。

さらに、こうした診療所は莫大な診療報酬を請求しており、その額は一般診療所をはるかに超えたもので、圧迫してる医療費がこうした営利を目的とした診療所に流れるのは由々しき問題です。

CL診療所

- ・多くの場合、CL販売会社が実質的な経営主体となっており主たる目的もCLの販売である。
- ・常勤の医師がいない場合もあり、しかも診療に当たっている医師も眼科を専門的に学んだ医師でないことが多い。
- ・CLを割引販売した分を診療報酬で補てんしようとしている。

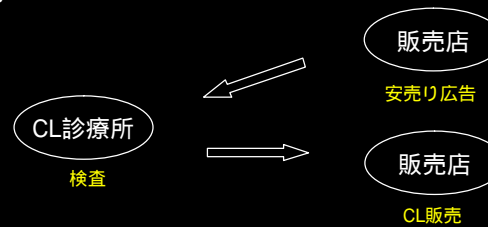
日医ニュース 平成18年度 平成19年1月20日

CLの診療に力を注いでいる診療所の中には、健全な診療を行っているところも多くありますが、上述したような問題のある診療所があり、こうした診療所をCL診療所と呼んでいます。

昨年（平成27年）の日本医師会のニュースに掲載されたCL診療所の説明文をスライドに示します。

CL診療所で行われるCL診療

1. CL処方



2. 苦情処理 : 不適切な対応
3. CL障害の治療 : 一般眼科診療所へ
4. 眼疾患の治療 : 一般眼科診療所へ

CL診療所で行われているCL診療について説明します。

医療法には医薬の広告についての規定があることから、医療機関はCLの広告を行うことができません。

そこで、販売店が安売り広告で客を大量に集め、それは半ば強制的に隣接しているCL診療所に送り込んで検査を受けさせて処方せんをもらいに行かせています。

本来、患者は医療機関を受診し、目に合ったCLを処方してもらい、その処方せんをもって販売店でCLを購入するという順序が逆です。

処方されたCLで苦情や眼障害を生じても適切な対応ができないことも多く、近隣の眼科専門医が対応しなければならないこともあります。

また、CL診療所は眼科を標榜しているにもかかわらず、CL使用者が眼疾患になったとしてもその治療ができないというのが現状です。

検眼に関する主な法律ならびに行政通知

医師法 第17条	医師でなければ医業をしてはならない。
医発 第686号 (昭和33年8月28日)	コンタクトレンズを使用させるために検眼し、処方箋を発行し、装用の指導等を行うことは医業である。

医師法には「医師でなければ医業をしてはならない」とあり、行政通知にも「コンタクトレンズを使用させるために検眼し、処方箋を発行し、装用の指導等を行うことは医業である」とあることから、無資格者がCLに関する診療をするのは問題です。

無免許医業で処罰された判例

最高裁判所第一小法廷判決（平成9年9月30日）

コンタクトレンズの処方のために行われる検眼及びテスト用コンタクトレンズの着脱の各行為が、いずれも医師法17条にいう「医業」の内容となる医行為に当たるとした原判決（註：東京高等裁判所平成6年11月15日判決）の判断は正当である。

無資格者が行ったCL診療が裁判になった事例もあります。

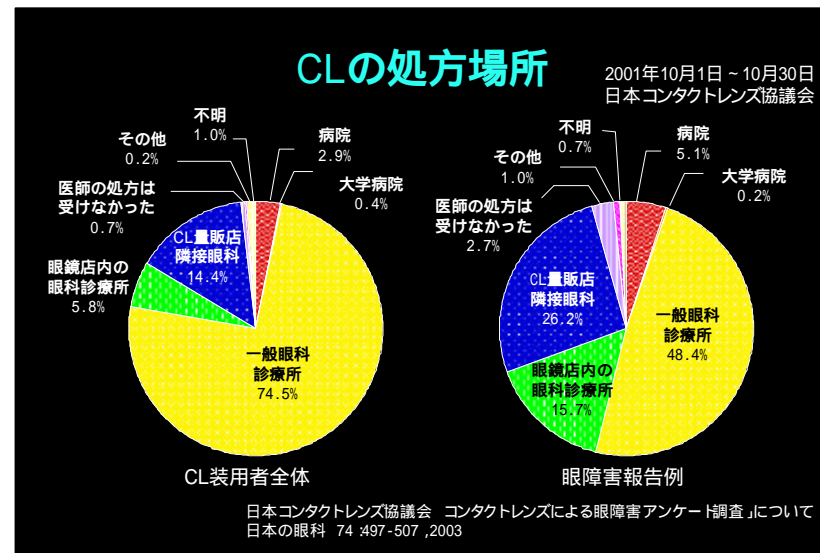
最高裁判所は無資格者による医療行為（医行為）は医師法違反と判断しました。

無資格者による医療行為の防止について

平成19年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について
(医政発第0614004号 平成19年6月14日)

コンタクトレンズ販売店との業務委託契約を結んでいるいわゆる「コンタクト診療所」の管理者が診療にはほとんど関わらず、無資格者が検眼やコンタクトレンズの装着指導等の医療行為を行っているとの指摘があることから、管理者の勤務実態等について確認した上で、無資格者による医療行為は違法であることを指導する。

行政も無資格者による医療行為の防止について通知を發出しており、CL診療所については立入検査を促しています。



CLによる眼障害の発生率を正確に調べることはできません。

CL診療所の医師は日本眼科医会の会員でない者が多いため、これらの診療所で生じたデータが集められないからです。

日本コンタクトレンズ学会、日本眼科医会、日本コンタクトレンズ協議会で構成される日本コンタクトレンズ協議会が、2001年に長野県松本市、山口県下関市、京都府城陽市、神奈川県横浜市中区の4地区で詳細な調査を実施しました。

この4地区の日本眼科医会に所属するすべての会員の眼科医療機関に依頼して、1ヶ月間に受診したCL装用者と、このうち眼障害を起こした者についてアンケート調査を行いました（CL診療所の医師で日本眼科医会に所属していないものは対象外です）。

これら眼科医療機関を受診したCL患者のうち、一般眼科診療所で処方されたものが74.5%、眼鏡店内の眼科診療所で処方されたものが5.8%、CL量販店に隣接した診療所で処方されたものが14.4%に対して、眼障害を起こした者は一般眼科診療所が48.4%、眼鏡店内の眼科診療所が15.7%、CL量販店に隣接した診療所が26.2%でした。

このことから、眼鏡店内の眼科診療所やCL量販店に隣接した診療所で処方されたCL使用者に眼障害が発生する割合が高いことが推察されます。

CL診療所による莫大な診療報酬請求

CL診療所	約1200所
診療報酬請求	
・平均枚数	2297枚/月
・最大枚数	約7800枚/月
・平均請求額	1450万円/月
・最大請求額	5600万円/月
・総額	2088億円/年 (眼科全体の2割)



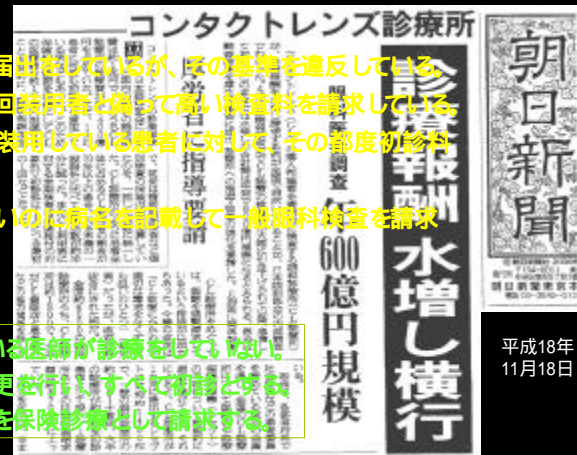
CL診療所の莫大な診療報酬請求については、これまで新聞にも報道されました。

スライドは平成16年3月1日のものですが、CL診療所は全国に約1,200ヶ所あり 一般の診療所では考えられないような数のレセプトが提出され、これらに支払われる医療費が、眼科全体の2割にも達するというものです。

CL検査料の不正請求

1. CL検査料1の届出をしているが、その基準を違反している。
2. 既装用者を初回装用者として高い検査料を請求している。
3. CLを継続的に装用している患者に対して、その都度初診料を算定する。
4. 異常所見がないのに病名を記載して一般眼科検査を請求する。

- ・届出をしている医師が診療をしていない。
- ・開設者の変更を行ってすべて初診とする。
- ・保険外診療を保険診療として請求する。



一昨年の4月の診療報酬改定でCLの検査料の包括化がなされましたが、その後、こうしたCL診療所での不正請求がクローズアップされました。

スライドは平成18年11月18日のものですが、届出をしている医師が診療をしていない、開設者の変更を行ってすべて初診とする、保険外診療を保険診療として請求するなどの具体的な内容も報道されました。

CL診療所の不正請求

- ・ CL診療所に併設された販売店の店員による無資格診療
- ・ 虚偽の病名による診療報酬の水増し請求



厚生労働省：一斉指導・監査へ



昨年の11月4日の新聞報道は、CL診療所に併設された販売店の店員による無資格診療や、虚偽の病名による診療報酬の水増し請求が問題となり、厚生労働省はこうしたCL診療所の一斉指導と監査を行うと報道されました。

CLに係る保険診療の不適切な診療報酬請求について

- ・医療関係職種以外の者（無医療資格者）が、医師の指示なく眼科学的検査を行っていた。（医師法第17条等違反）
- ・開設者や管理者として届け出られている医師が常勤していないことに加え、代診の状況等、医療機関の診療運営について一切把握しておらず、開設者、管理者について虚偽の届出が行われていた。（医師の名義貸し、医師法第12条違反）
- ・虚偽の病名を付して出来高の検査料を算定していた。
診療報酬請求向けの診療録にはCLを処方した旨を記載せず、CL診療以外の眼疾患の診療を行ったかのように装い、別途CL処方用の診療録も作成しているものもあった。（二重カルテ）

中央社会保険医療協議会 診療報酬基本問題小委員会（第116回）平成19年12月12日

今年の4月の診療報酬改定にあたり 中央社会保険医療協議会でも CLに係る保険診療の不適切な診療報酬請求のことが問題になりました。

その内容をスライドに記します。

CLに係る保険診療の不適切な診療報酬 請求について

- ・ CLを処方しているにも関わらず、診療録には新たな眼疾患の発生によりCLの装用の中止を指示した旨の虚偽の記載をし、出来高の検査料を算定していた。
- ・ CL検査料ではなく、出来高の検査料を算定することにより、CL検査料の算定回数割合を引き下げ、CLの処方割合が70%未満という基準（CL検査料1の施設基準）を満たしているかのごとく装っていた。

中央社会保険医療協議会 診療報酬基本問題小委員会 (第116回) 平成19年12月12日

(前のスライドに続く)

CLに係る保険診療の不適切な診療報酬請求 について

今後の方針

- (1) 今後、CL検査料に係る不正請求を行っている医療機関に対しては、行政処分も視野に入れ、指導から監査に切り替える予定
- (2) 健康保険法以外の違反については、捜査権限等を有する関係機関に積極的に情報提供を行っていく

中央社会保険医療協議会 診療報酬基本問題小委員会 (第116回) 平成19年12月12日



健全なCL診療



CL眼障害の減少

今後の方針としては、

CL検査料に係る不正請求を行っている医療機関に対しては、行政処分も視野に入れ、指導から監査に切り替える予定である

健康保険法以外の違反については、捜査権限等を有する関係機関に積極的に情報提供を行っていく

ということです。

これから問題のCL診療所が適正化され、健全なCL診療が行われることを願います。

それが、CLの眼障害の減少につながると期待します。

なお、日本眼科学会ならびに日本眼科医会に所属する会員の医療機関では適正な診療を行っています。これらに属さない眼科専門医ではない医師のCL診療所とは異なることをご理解いただきたいと思います。

CLによる眼障害を起こさないためのポイント

1. 眼科専門医による診察
2. 十分な説明
3. 正しい使用
4. 正しいレンズケア
5. 眼鏡との併用
6. 異常を自覚した場合 ? 眼科を受診
7. 定期検査

最後に、CLによる眼障害を起こさないためにどのようなことを心がけたらよいかということを書き記します。

1. CLを処方するためには、単なる医師ではなく眼科専門医による診療を受けてください。
2. CLの使用にあたっては眼科専門医から詳しい説明を受けてください。
3. 眼科専門医から説明を受けた指導を守って、正しく使用してください。
4. レンズケアに伴う眼障害が増えていますので、ケアについても眼科専門医から指導を受けたことを守ってください。
5. 調子の悪い時は無理にCLを使用せずに、すぐにはずしてください。CLをはずすと日常生活に支障が生じるのではなく、よく見える眼鏡を持っていれば問題ないはずですが、日頃からCLと眼鏡を併用してください。
6. 目に異常を感じた場合にはなるべく早く眼科専門医の診察を受けてください。とくにSCL使用者は注意してください。
7. 自分では調子良いと思っても眼科専門医による定期検査を受けてください。



ご清聴ありがとうございました

CLは効果的に、かつ安全に、そして快適に使用したいものです。そのためには、眼科専門医とよく相談してください。

CLを使用している方の目の安全を守るという立場で日本眼科学会ならびに日本眼科医会の会員は診療しており 国民に対して啓発活動を行っています。